

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 水政計画</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>1 浸水想定区域の指定</p> <p>国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、<u>それぞれの河川の洪水防ぎよに関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。</u></p> <p>本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 避難体制等の整備</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 水政計画</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>1 <u>洪水浸水想定区域の指定</u></p> <p><u>(1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村に通知する。</u></p> <p>本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。</p> <p><u>また、県は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>2 避難体制等の整備</p>	<p>2</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(1)</u> 市は、浸水想定区域については、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 市は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、<u>避難すべき区域や判断基準、</u>伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(1)</u> 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「<u>大規模氾濫減災協議会</u>」、「<u>茨城県管理河川減災対策協議会</u>」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市は、浸水想定区域については、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 市は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 市は、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を躊躇なく発令できるよう</u>、「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」及び「<u>避難勧告等の発令に係る基本的考え方（茨城県）</u>」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、<u>避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、</u>伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p>		

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4)</u> 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 (略)</p> <p>第2節 土砂災害防止計画 第1 土砂災害防止法に基づく対策 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定</p>	<p><u>(5)</u> 市は、<u>洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</u></p> <p><u>また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>(6)</u> 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 (略)</p> <p>第2節 土砂災害防止計画 第1 土砂災害防止法に基づく対策 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定</p>		

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に<u>危害が生ずると認められ</u>、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。</p> <p>また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい<u>危害が生ずると認められ</u>、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>平成 22 年度の県調査により、本市には 8 ケ所が指定されている。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>（3）市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に<u>危害が生ずるおそれがある</u>と認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。</p> <p>また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい<u>危害が生ずるおそれがある</u>と認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>平成 22 年度の県調査により、本市には 8 ケ所が指定されている。</p> <p><u>なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。</u></p> <p><u>また、県は、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。</u></p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>（3）市は、<u>災害発生情報</u>、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するもの</p>	5	防災基本計画の修正

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>(略)</p> <p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市及び防災関係機関は、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。</p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>とする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市及び防災関係機関は、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての県民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。</u></p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>また、市及び防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p>	<p>22</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>なお、市及び防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。</p> <p>第2 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及すべき防災知識の内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容と<u>早期避難の重要性</u> <u>(新規)</u></p> <p>(6) <u>河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</u></p> <p>(7) <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>(8) <u>自主防災組織等の地域での防災活動</u></p> <p>(9) <u>要配慮者への支援協力</u></p> <p>(10) <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>(11) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</u></p> <p>(12) <u>その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</u> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>なお、市及び防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。</p> <p>第2 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及すべき防災知識の内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の内容と<u>5段階の警戒レベル情報の意味</u></p> <p>(6) <u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性</u></p> <p>(7) <u>河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</u></p> <p>(8) <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>(9) <u>自主防災組織等の地域での防災活動</u></p> <p>(10) <u>要配慮者への支援協力</u></p> <p>(11) <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>(12) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</u></p> <p>(13) <u>その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</u> (略)</p> <p>4 住民参加型ワークショップの開催</p> <p><u>市及び防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸</u></p>	<p>22</p> <p>23</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第12節 自主防災組織編成計画 第7 企業防災の促進 <u>（新規）</u> 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、<u>災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p>	<p>水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を防災マップにより周知するとともに、<u>マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。</u></p> <p>第12節 自主防災組織編成計画 第7 企業防災の促進 <u>1 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築</u> 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供</u></p>	<p>29</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>このため、<u>市は、国、県と連携しながら、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）策定等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</u></p> <p>また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p>さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p><u>する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>このため、<u>県、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。</u></p> <p><u>また、県、市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p><u>市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策</p> <p>企業等においては、災害発生時に<u>施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、災害情報を</u></p>		

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>水戸地方気象台が県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。</p> <p><u>発表に当たっては、災害発生の危険性を的確に伝えるため、過去の記録的大雨の例を示すなど、伝達方法を工夫するものとする。</u></p> <p><u>また、特別警報とは大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、警報とは重大な災害が起こる恐れがあるとき、注意報とは災害が起こるおそれがあるとき、県内の市町村ごとに発表するものである。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用</p>	<p><u>る計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>水戸地方気象台が県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。</p> <p><u>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</u></p> <p><u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</u></p> <p><u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用</p>	<p>42</p>	<p>説明の追加、現況を踏まえた修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>(2) その他</p> <p><u>水戸地方気象台</u>は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県単位</u>で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>(2) その他</p> <p><u>水戸地方気象台（気象庁）</u>は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>「茨城県北部」・「茨城県南部」</u>で発表する。</p> <p><u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。</u></p>	<p>44</p>	<p>発表機関の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 土砂災害警戒情報</p> <p><u>土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>第5節 通信計画</p> <p>第2 公衆電気通信設備の利用</p> <p><u>災害時において加入電話が輻そうし、電話がかかりにくい場</u></p>	<p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報（<u>氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報、（警戒レベル2～5に相当する）</u>）は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 土砂災害警戒情報</p> <p><u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に、市町村の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（警戒レベル4に相当する）。</u></p> <p>第5節 通信計画</p> <p>第2 <u>NTTの災害時優先通信等の利用</u></p> <p><u>災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づ</u></p>	<p>45</p> <p>46</p> <p>55</p>	<p>警戒レベルについて追記</p> <p>標記の修正及び警戒レベルについて追記</p> <p>事業者の災害対策規定の変更</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。</u></p> <p>1 非常・緊急通話用電話の指定 市は、既設の電話番号を所轄の東日本電信電話株式会社支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。（事前対策）</p> <p>2 非常・緊急通話の利用 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいため「災害時優先電話」を利用する。</p> <p>3 非常・緊急電報の利用 （1）非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込みものとする。 電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。<u>（※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付）</u></p> <p>第6節 広報計画 第3 広報手段 1～3（略） （新規）</p>	<p><u>き、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。</u></p> <p>1 災害時優先電話の指定 市は、既設の電話番号を所轄の東日本電信電話株式会社支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。（事前対策）</p> <p>2 災害時優先電話の利用 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいため「災害時優先電話」を利用する。</p> <p>3 非常・緊急電報の利用 （1）非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込みものとする。 電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。<u>（※受付時間 8時～19時まで）</u></p> <p>第6節 広報計画 第3 広報手段 1～3（略） 4 Lアラートの活用 <u>市は、避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する</u></p>	<p>63</p>	<p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>(新規)</p> <p>第11節 避難計画 第1 実施責任者</p> <p><u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>なお、庁舎の被災等、特段の事情により市町村が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施するものとする。</u></p> <p>5 民間アプリの活用</p> <p><u>市及び防災関係機関は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。</u></p> <p><u>また、迅速性・拡散性に優れているソーシャル・ネットワーキング・サービスについては、信頼のおける情報を積極的に拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。</u></p> <p>第11節 避難計画 第1 実施責任者</p> <p><u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難勧告等</u>の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p>	<p>85</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>(略)</p> <p>第2 避難勧告等の基準</p> <p>災害発生の危険が予想され、また危険が切迫し、関係住民を避難させる場合、災害の推移、あるいは周囲の状況から次のような事態になったときに避難勧告等を行う。<u>また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すよう努める。</u></p> <p>なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>第5 避難措置の周知</p> <p>1 住民への周知徹底</p> <p>市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始を出した場合は、速やかにその旨を住民に対して周知する。</u>また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。</p> <p>また、市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内</p>	<p>(略)</p> <p>第2 避難勧告等の基準</p> <p>災害発生の危険が予想され、また危険が切迫し、関係住民を避難させる場合、災害の推移、あるいは周囲の状況から次のような事態になったときに避難勧告等を行う。市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、<u>発災時に避難勧告等を適切に発令するよう努める。</u></p> <p>なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>第5 避難措置の周知</p> <p>1 住民への周知徹底</p> <p>市長は、<u>避難勧告等を発令した場合は、速やかにその旨を住民に対して周知する。</u>また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。</p> <p>また、市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告等</u></p>	<p>86</p> <p>87</p>	<p>県避難勧告等の発令に係る基本的考え方</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>県避難勧告等の発令</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p>第 21 節 文教対策計画 第 2 児童生徒等の安全確保 2 児童生徒等の避難等 (4) 校内保護</p> <p>校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。</p> <p>なお、この場合、速やかに市に対し、<u>児童生徒数等その他</u>必要な事項を報告する。</p>	<p><u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</u></p> <p><u>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難勧告等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>第 21 節 文教対策計画 第 2 児童生徒等の安全確保 2 児童生徒等の避難等 (4) 校内保護</p> <p>校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、<u>速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。</u></p> <p>なお、この場合、速やかに<u>県や市</u>に対し、児童生徒数や<u>保護者の状況等</u>必要な事項を報告する。</p>	<p>115</p>	<p>に係る基本的考え方</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第4 避難所との共存</p> <p>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。</p> <p>2 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</p> <p>3 <u>学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。</u></p> <p>第4 避難所との共存</p> <p>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 市は、学校を<u>指定避難所</u>に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。</p> <p>2 市は、<u>指定避難所</u>に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</p> <p>3 <u>指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。</u></p> <p>4 <u>学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。</u></p> <p>5 <u>指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。</u></p>	<p>117</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>